

「令和 8 年度富山市食品衛生監視指導計画(案)」への意見募集実施結果について

「令和 8 年度富山市食品衛生監視指導計画」を策定するにあたり、市民の皆様からのご意見を募集いたしましたところ、次のとおりご意見をいただきました。

お寄せいただいたご意見の要旨とそれに対する本市の考え方をお知らせいたします。

- 意見募集期間 令和 8 年 1 月 15 日(木)から同年 2 月 12 日(木)
- 周知方法 富山市保健所ホームページへの掲載
- 意見提出者 1 団体
- 意見件数 2 件

No	ご意見の要旨	対象項目	本市の考え方
1	<p>施設への監視指導に関する事項</p> <p>今年度 9 月に南砺市的小中学校にて「ヒスタミン」による 100 人を超える食中毒が発生し、また今月 5 日には産婦人科でノロウイルスの食中毒が発生している。</p> <p>①今年度、食中毒が発生した施設には監視指導に入っていたのか。</p> <p>②次年度の監視対象施設は 1 年かけて全施設を監視するのか。</p>	6 ページ 表 2 業種(施設別)の監視予定回数	<p>①今年度(2 月 12 日現在)食中毒が発生した施設は 8 施設で、令和 8 年度中に巡回を行う予定です。</p> <p>②令和 8 年度の監視対象施設は、許可更新施設及び、令和 7 年度の営業許可新規・更新施設(予定数 750 件)となります。これらの施設を 1 年間かけて監視を行います。</p>
2	<p>施設への監視指導に関する事項</p> <p>①食品衛生月間は 8 月のみとなっているが、過去の食中毒発生状況から 8、9 月の夏場と 12 月 1 月の年末年始冬場等も実施する必要があると考えるが、富山市の考えを聞かせてほしい。</p>	7 ページ 表 3 令和 8 年度監視実施計画	食品衛生月間は食品衛生月間実施要領によって 8 月となっています。食中毒は夏場、冬場に関わらず発生することから、食中毒予防については、引き続き、市のホームページ、広報、出前講座等で啓発を続けてまいります。